

『もりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン(案)』パブリックコメント実施結果及び本市の考え方

上記のパブリックコメントの実施に際し、多くのご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見については、大きく9つのテーマに区分して、「本市の考え方」をお示しさせていただきました。

平成29年11月
(11月17日公表)

守 口 市

第1 パブリックコメント実施に関する概要

1. 募集期間

平成29年9月1日（金）から9月30日（土）まで

2. 募集方法

広報もりぐち9月1日号及び市ホームページにもりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン（案）のパブリックコメントに関する内容を掲載し、市内公共施設に「募集要領」、「コメント用紙」、「もりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン(案)」、「【概要版】もりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン(案)」、「もりぐち児童クラブの利用に関するアンケート調査結果【概要（抜粋）】」を設置するとともに、市ホームページからも入手可能とし、持参、郵送、Eメール、FAXいずれかの方法による提出意見を受け付けました。

3. 募集結果

提出意見 総件数 1,192件

提出者の住所地	提出件数
守口市内	797件
大阪府内（守口市以外）	319件
大阪府外	60件
記入なし	16件
合計	1,192件

意見内容の区分

意見の概要	件数
A. 事業運営の形態について	803件
(1) 公設公営の維持について	
(2) 事故やトラブルの際の責任の所在について	328件
B. 人員体制と保育の質の維持について	
(3) 指導パートナーの体制と今後の雇用について	280件
(4) 保育の質や内容の維持について	
C. 民間事業者の運営について	190件
(5) 民間事業者による利益優先の運営について	
(6) 民間事業者の運営について	
(7) 民間委託のメリット・デメリットについて	
(8) 民間のノウハウについて	125件
D. 入会児童室のサービス拡充について	
(9) 開設時間について	
(10) 時間延長以外のサービス拡大・拡充について	114件
(11) 児童の受け入れ拡大について	
E. 学校や保護者、地域との連携及び登録児童室について	85件
(12) 行事やイベントについて	
(13) 保護者会について	74件
(14) 学校、地域との連携及び登録児童室について	
F. 民間委託化へのプロセスや事業者選定の流れについて	60件
(15) 保護者の意見をもっと聞いてほしい	
(16) 選定委員会などについて	2,059件
G. 利用者負担金の改定と区分について	
H. 民間委託を推進してほしい	
I. その他	
合 計	

(注) お一人で複数の意見を記載されている場合は、各項目に分類しているため、上記の提出意見の総件数とは一致しません。

第2 パブリックコメントへの主なご意見と回答

1. 主なご意見・ご質問と本市の考え方 ※ご意見は内容ごとに分類し、要約しています。

A. 事業運営の形態について

(1) 公設公営の維持について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 現状の運営に不満がないのにどうして民間委託するのですか。</p> <p>② 民間委託は課題があると思うので、民間委託は反対です。</p>	<p>① もりぐち児童クラブ入会児童室（放課後児童クラブ）を今後、民間委託しようと考えた理由と背景についてお答えします。核家族化の進展、共働き世帯の増加及び近年の雇用状況の改善による正規就労の増加などから、開設時間の延長は以前から必要と認識していました。また、府内及び全国でも平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度の趣旨に基づいて時間延長されている自治体も多くなっています。このような状況の下、本年4月に市内小学生の保護者全員を対象に、アンケート調査を実施し、その結果を7月に公表しました。</p> <p>アンケートの結果では、現に入会児童室をご利用されている保護者のご意見をみると、「開設時間の延長」の希望が最も多くなりました。さらに、現在では府内だけではなく全国と比較しても本市の開設時間は短い状況であり、改めて開設時間の延長が喫緊の課題であることが確認できました。</p> <p>一方で、近年は入会児童数が増加傾向にある中で、対応するパートナーの確保も困難な状況になりつつありました。</p> <p>これらの課題を克服し、保育の質を確保した上で、かつ保護者の利用者負担金を最大限、現行水準並に抑えて、開設時間の延長を主とする入会児童室のサービス拡充を図るには、民間事業者による公設民営の運営が優れているとの判断に至り、民間委託化によりサービス拡充を実現するプラン（案）を8月に公表しました。</p> <p>② 民間委託化にあたって想定される諸課題については、他の自治体にヒアリングするとともに、民間事業者による放課後児童クラブの運営状況を実際に調査しました。そこで、得られた情報を蓄積した上で総合的に勘案し、現状よりも民間委託による方が保護者や市民の皆様にとって、負担を抑えてサービスの拡充が図れると考え、8月にプラン（案）を公表しました。</p> <p>保護者説明会やパブリックコメントでいただいたご心配やご不安への対応方針については、以下の関連項目で詳細に回答・説明させていただきました。</p>

(2) 事故やトラブルの際の責任の所在について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>市としての責任を放棄せずに、問題があったときに誰がどのように責任をとるのかを決めるとともに、市が入会児童室の運営に関わりを持ち続けるということをしっかり打ち出してほしい。</p>	<p>従来どおり入会児童室の実施者は本市であり、委託事業者に任せきりにはなりません。今後も適正な運営がなされるよう市が責任を負います。また、児童の入退会の申請受付、決定にかかる事務及び利用者負担金の賦課及び徴収、減免については、従来どおり市が責任を持って実施します。また、万一事件・事故が発生した場合は、委託事業者から報告を受け、内容に応じて直ちに指導し、改善を図らせてます。</p>

B. 人員体制と保育の質の維持について

(3) 指導パートナーの体制と今後の雇用について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 現在の指導パートナーが総入れ替えでは安心できません。民間委託後においても現在の指導パートナーが引き続き運営に携わる運営体制とし、その後も指導パートナーが定着するような処遇とすべきです。</p> <p>② 勤務形態として、毎日、短時間でコロコロ代わったり、必要な指導パートナーを配置しない体制では安心できません。</p> <p>③ 委託事業者が指導パートナーに人材派遣、アルバイトやパートタイム就労者を用いるなどして、経験やノウハウのない者が増えないか不安です。保育に熟知した保育士や教諭などの資格を有する者を配置してほしいです。</p> <p>④ 時間延長にあたり、延長部分の時間帯だけを民間事業者の人員で対応してほしいです。</p> <p>⑤ 民間委託になっても、障がい児加配パートナー、人数加配パートナーは今までどおり配置されるのですか。</p>	<p>① 現在の本市の指導パートナーの任用（雇用）上の位置付けをご説明します。指導パートナーは、地方公務員法上の「非常勤職員」に位置付けられ、任用（雇用）期間は「1年」で選考の上、採用した職員です。一方で、一生懸命に職務に励んでいる多くの指導パートナーを、市が毎年度、その都度、任用（雇用）した結果として、勤務年数が10年を超える方が5割弱（勤務年数の平均は8.6年（平成29年4月現在））を占めている状況となっています。これら指導パートナーの多くは、保護者や児童からも信頼され、熱心に業務にあたっておりますので、民間委託後も引き続き、本市の放課後児童クラブ事業に従事しようという意欲と能力のある指導パートナーを民間事業者が引き続き採用するかは事業者選定の選定基準にあたっての重要な評価項目にすることを考えています。</p> <p>また、指導パートナーの処遇については、その賃金額等は近隣自治体と比較すると十分な水準であると認識しています。民間委託実現後の賃金等の勤務条件は、雇用主となる委託事業者において決定し、運用していただくべきものと考えています。</p> <p>② 民間委託後も中核となる指導パートナーは「常勤」を予定していますから、早朝・夕刻のシフト対応などの場合はともかく、ご指摘のような日中の時間帯に短時間でパートナーが入れ替わり、立ち替わり対応するような体制はとりません。また、配置人数については、現行水準を維持することをすでに8月のプラン（案）でも固くお約束しており、このことは仕様書で義務付けします。委託事業者が独断で配置人数を削減するようなことは契約解除事由にあたり、ありえません。</p> <p>③ 委託事業者がどのような経験・資格等を有した職員を指導パートナーとして配置するかは、本来は雇用主としての判断になりますが、この事業については現行同様、その中核となる指導パートナーとして従事する職員については、当該事業者の職員として採用・配置するよう求めます。また、配置する指導パートナーについては、現在は放課後児童クラブ事業における公的資格である放課後児童支援員（経過措置の者を含む）を基本としており、その資格の認定にあたっては、保育士、幼稚園教諭等の資格の保有が条件とされています。委託後もこの資格条件に変更はありません。</p> <p>④ 開設時間を延長した部分のみを民間委託化することについては、延長時間部分のみの短時間勤務でかつ資格要件を満たす指導パートナーの確保が非常に困難です。また、児童の保育状況等の引継ぎ過程において、偽装請負の懸念があるなど、各種法令の観点からみても非常に困難であると考えています。</p> <p>⑤ 障がい児加配や人数加配については、現行水準の配置を仕様書でしっかり委託業者に示し、その内容に基づき保育にあたらせますのでご安心ください。</p>

(4) 保育の質や内容の維持について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 保育サービスの低下に懸念がある。</p>	<p>① 8月のプラン（案）ですすでにお示ししたとおり、指導パートナーの配置人数等の保育の質を確保した上で委託する考え</p>

<p>② 百人一首やけん玉などの昔遊びや一輪車などの各入会児童室での遊びは、今までどおりにできますか。</p>	<p>です。</p> <p>② 百人一首やけん玉などの昔遊びや一輪車などの各入会児童室における遊びについては、仕様書等に明記します。また、他の遊びについても、民間委託に際して委託事業者にしっかりと伝え、保護者等との対話やご意見も踏まえて、プログラムが実践されるよう求めます。</p>
---	---

C. 民間事業者の運営について

(5) 民間事業者による利益優先の運営について

<p>主なご意見・ご質問</p>	<p>本市の考え方</p>
<p>① 民間事業者が利益追求により事業運営に支障が生じるような事態もありえると考えますが、もしそのような事態になれば市としてどのように対応するのですか。</p> <p>② 保育に必要な人件費や消耗品類の購入経費などが民間事業者の利益のためにカットされ、保育の質に影響が出ないかの不安があります。</p>	<p>① 今後、入会児童室の運営についても、現在まで培ってきた保育の質を維持することは大前提です。その上で、それを遵守する民間事業者をプロポーザルより選定します。選定後は契約に際し、具体的に仕様書等で定めます。選考の際も書面審査だけでなく、有識者を中心とする選定委員会によるヒアリング等も行い、運営内容を確認します。また、万一、事業委託後に何らかの事情で、委託事業者が仕様書等で約束した入会児童室の運営を実施しない・できない事態に陥ったときは直ちに指導し、事業の改善・解決を図ります。当然、委託事業者の選定段階でそうした事業者が選定されないよう、事業者としての事業経験や経営理念、運営能力、人員体制なども審査を行います。</p> <p>② 選定された委託事業者が営利法人となり、さらに、他に営利事業を行っている事業者の場合でも、本市からの委託事業である放課後児童クラブ事業とは、会計を厳格に区分いただきます。これにより、この事業のための委託金がお他事業のために活用されないようにし、それを厳守してもらいます。選定にあたっては収支計画書において運営に要する費用のうちどの程度を保育に要する費用として見込んでいるのかもしっかりと確認します。</p> <p>民間委託化した後は、委託事業者の経営状況は年1回、運営状況は月1回書面で提出させ、その審査を実施するとともに、適宜、ヒアリングを行います。加えて、本市職員が巡回視察し、提案内容や仕様書等を遵守した運営が行われているか、月間・年間計画がそのとおりに実行されているかなどをチェックシートに基づく実地調査を織り交ぜながら、注意深く確認します。さらに、保育士資格等を有した職員も実地調査に入り運営面だけではなく、参加児童の様子も直接確認し、きちんとした保育が提供されているかも把握します。</p>

(6) 民間事業者の運営について

<p>主なご意見・ご質問</p>	<p>本市の考え方</p>
<p>① 民間事業者には事業運営そのものに対する不安があるので安全・安心、平等な運営となるような管理体制を構築してほしい。</p>	<p>① 前項目までも様々お答えしたとおり、委託事業者が本市の定めた仕様書等とおりに保育の質を確保し、適正に事業を運営いただいているかは選定段階及び委託実施後も本市が厳格にチェックします。その上で少し付言しますと、行政（公務）の分野において、全ての業務・サービスが民間よりも直営の方が素晴らしい成果を挙げられているかということも必ずしもそうではなく、ましてやコスト面で行政が優れているというケースは必ずしも多くはありません。これはややもすると硬直的となる国の法令などに基づく行政や公務員制度に課題があるためです。このため本市において、民間に委ねたほう</p>

<p>② 学校の中に民間事業者の職員が出入りすることに対して安全、防犯面に不安があります。</p> <p>③ 民間事業者が経営破たんしたり、採算が合わず撤退した場合、入会児童室の運営はどうなるのですか。</p> <p>④ 市から民間事業者への引継ぎについて分かりやすく教えてください。</p> <p>⑤ 8月のプラン（案）に5年契約であるとありますが、その途中で問題があった場合はどのように対処されるのですか。</p>	<p>が効率・効果的と考える業務は、すでに多くの分野で民間委託により良好なサービスを提供しています。そして、それによって生まれた余力（財源やマンパワー）は、市民の皆様のために実施すべき、新たな政策・サービスに振り向けるように努めています。また、民間事業者については、子どもの育ちの分野に限定しても、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社など様々な民間事業者があり、これらの事業者も、保育・教育活動など社会的に意義深い事業を高い使命感を持ってしっかりと行っています。したがって、保護者が不安に感じておられる点において、懸念されるような問題を起こさないよう、どのように対応していくかに力を注ぎます。</p> <p>ご質問にあった子どもの安全・安心は最優先事項です。民間委託したからといって、その確保のための体制を緩めることは絶対にしません。このことは8月のプラン（案）でもすでにお示ししていますが、改めてお約束します。</p> <p>また、入会児童室やその業務に携わる指導パートナーは全ての子どもの健やかな育ちに向けて公平・平等に接することを求めます。今回の運営委託で営利か非営利法人かを問わず、民間事業者の職員が児童に接することになっても、自主運営する事業ではありませんから、児童や保護者を選別するようなことはあり得ません。</p> <p>② 現在も学校運営や学校教育活動には、公務員である教職員だけではなく、給食調理や学校施設維持、学習・部活動支援など多くの分野で民間事業者や地域の方々も関わり、子ども達のためにご協力いただいています。</p> <p>学校敷地内における入会児童室の運営にあたっては、子どもの安全は当然のことながら重要ですので、具体策として、仕様書等で市に委託事業者から入会児童室の運営に従事する職員の顔写真や名前、年齢、資格状況等を届けさせます。さらに、パートナーの服装に委託事業者の職員であることが分かるような工夫や、名札の着用及び職員証の携帯を求めています。</p> <p>③ 委託事業者が、本事業を履行することができない事態が生じた場合は、市が責任を持って次の委託事業者を選定するなど、この事業の実施（責任）主体である市が入会児童室の運営が可能となるよう措置します。当然、そのような事態を招かぬよう普段から委託事業者の経営状況を年1回、運営状況は月1回の書面審査を実施するとともに、適宜、ヒアリングを行います。</p> <p>④ 委託事業者の決定後に、本市職員と事業者の責任者が全ての入会児童室を巡回し、現在の指導パートナーから入会児童室での運営状況を十分に聞き取りながら、児童の状況把握と現在の活動の継続について詳細な打ち合せを行います。児童の個性や得意・不得意なことなどの児童特有の情報についても、保護者のご理解を得た上で個人情報に十分留意しながら引継ぎを行いたいと考えています。</p> <p>また、委託決定の際には、平成31年3月に1か月程度、入会児童室の運営の引継ぎを実施して、委託事業者への円滑な移行を図る予定です。</p> <p>⑤ 契約期間内に委託事業者が重大なミスや事故等を発生させた場合は、内容に応じて直ちに指導し、改善を行います。また、万一、本事業を履行することができない事態が生じた場合は、経営破たんや事業の撤退時と同様に、市が責任を持って次の委託事業者を選定するなど、この事業の実施（責任）主体である市が入会児童室の運営が可能となるよう措置します。当然、そのような事態を招かぬよう普段から委託事業者の経営状況を年1回、運営状況は月1回の書面審査を実施す</p>
---	--

<p>⑥ 異業種の民間事業者が参入することを望みません。</p>	<p>るとともに、適宜、ヒアリングを行います。</p> <p>⑥ 認定こども園（保育園、幼稚園を含む）、放課後児童クラブ等の子どもの育ちに関わる事業や活動について、運営実績（業務委託、指定管理者を含む）がある民間事業者の中から選定する予定です。異業種から新規参入される事業者は応募の要件から除外する予定ですので、選定されることはありません。</p>
----------------------------------	--

(7) 民間委託のメリット・デメリットについて

<p>主なご意見・ご質問</p>	<p>本市の考え方</p>
<p>① メリットだけでなく、デメリットも明示してほしい。</p> <p>② なぜ、民間委託を市内一括で公募するのですか。</p>	<p>① 行政（公務）だけでなく世の中の全ての事業・サービスについては、必ずメリット・デメリットがあるものと考えます。そこで、今回の入会児童室の民間委託について、市として想定しているデメリットをいくつかあげます。まず、情報にタイムラグが生じるということです。現在は、放課後こども課と指導パートナーが直接情報のやり取りをして対処に努めています。</p> <p>民間委託後は、委託事業者が本市に報告することになるため幾分かタイムラグが生じるケースがあり得ると考えます。ただし、当然のことですが子どもの安全に関わる情報などについては、緊急連絡と対応ができる体制を予め確立しておきます。また、普段の情報連携は、市における巡回とチェックシートによる確認、委託事業者との連携において対応できると考えています。</p> <p>次は、契約期間を5年としていることから、次期委託事業者を5年後に再度選定していく必要がある点です。応募及び選定いかんによっては、委託事業者が5年後に変更になる可能性があるため、その度の引継ぎに関する保護者の不安が発生する恐れが考えられます。当然に、仕様書等で事業者間の引継ぎを義務付けます。また、今回、プロポーザルで選定され、期間中、しっかりと事業を遂行した委託事業者は、次回も応募資格を有しますので、当該事業者が再び選定されるか否かに関わらず、より良い提案をする事業者が次回以降も選定されることになると考えています。</p> <p>② 現在、入会児童室の利用については、児童が通学する当該小学校・学園内にある入会児童室を利用することとなっているため、保育所とは異なり、保護者の方に選択いただくことができません。また、保護者も児童が通われている学校施設内での預かりを希望されていると思われます。よって、どの入会児童室でも統一したサービスを公平に受けいただく観点から、市内で一律の条件で運営を行う必要があると考えています。</p> <p>また、分割での民間委託は各入会児童室との連携や現在、従事する指導パートナーの雇用・処遇についても各委託事業者によってばらつきが出ます。さらに、共通経費についてのスケールメリットも生じません。こうしたことから分割公募にはデメリットが多くあると考え、一括公募を予定しているところです。</p>

(8) 民間のノウハウについて

<p>主なご意見・ご質問</p>	<p>本市の考え方</p>
<p>① 民間事業者のノウハウとはどのようなものなのですか。また、昭和41年度から</p>	<p>① 応募されるであろう民間事業者の中には、すでに他の自治体からの委託を受けたり、あるいは自主事業として放課後児</p>

<p>長年にわたって培われてきた市直営のノウハウを超えたものを提案できるのですか。</p> <p>② 民間事業者において、市が有するノウハウを生かす体制を構築した上で、現在の入会児童室の問題点が改善されれば、保育の質の向上につながるのではないかと思います。</p>	<p>童クラブ事業を実施されている事業者が多数あると思います。それら事業者は営利・非営利を問わず、社会福祉法人、学校法人などを典型に自らの法人の成り立ちや設立理念あるいは、子どもの健やかな育ちに対する事業経験やノウハウ、例えば幼児教育や障がい児保育に強かったりとそれぞれに強みやその源泉となるマンパワーを擁しておられたりします。本市には直営で長らく培った経験とノウハウがありますが、これからはそれだけにとどまることなく、こうした民間の経験・ノウハウを本市の入会児童室に注入していくことも期待できると考えています。</p> <p>② 今回の民間委託では、これまでの本市の放課後児童クラブ事業の良い部分はしっかりと継承しつつ、一方でややもするとコスト感覚も含め硬直的で、変化に柔軟に対処できない市直営によるデメリットを極力抑えた運営を追求することで、今以上に参加児童本位の入会児童室の実現を目指したいと考えています。</p>
--	--

D. 入会児童室のサービス拡充について

(9) 開設時間について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 8月のプラン（案）よりも更なる開設時間の延長をしてほしいです。</p> <p>② 時間延長は必要ですが、現行のまま市直営で実施してほしいです。</p>	<p>① 今回の時間延長が実現できれば、大阪府内の他市町村と比較しても開設時間（平成29年5月1日現在調べ）は、府内最長の設定となります。長時間保育は保護者の就労等と保育の両立や負担軽減には役立ちますが、一方で児童の健全な発達成長の観点から子どもにとっては負担という面もありますので、8月のプラン（案）でお示しした以上の時間延長は現在、考えていません。</p> <p>② 市直営で時間延長するとコストアップを賄うための保護者の利用者負担や公費のさらなる投入が不可避となり、市民のさらなるご負担につながる懸念もあることから、この度の民間委託によるプラン（案）を8月に打ち出したところです。何卒、ご理解ください。</p>

(10) 時間延長以外のサービス拡大・拡充について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>長期休暇中に宅配等による給食の提供や遠足などのイベントなど新たな取組はないのですか。</p>	<p>プロポーザルによる選定の際に、民間事業者から独自サービスの提案を募ります。さらに、委託後においても民間事業者が持つノウハウの発揮により、新たなサービスを提供できる可能性もあるのではないかと考えています。</p>

(11) 児童の受け入れ拡大について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 4～6年生の受け入れ学年の拡大や1～3年生の長期休暇中だけの利用には取り組まないのですか。</p>	<p>① 受け入れ学年の拡大や1～3年生の長期休暇中だけの利用については、今後も他の自治体の実情等も踏まえ、研究していくべき課題と認識しています。ただ、いずれも実施には、利用人数の増大に伴う大幅なクラブ室スペースの確保と指導パートナーの人材確保が不可欠です。学校敷地内での実施を基本としている本市事業の枠組みそのものも大幅に変えていく必要があります。このため今回のプランにおいても、対象児童は現行どおりとし、保育の質を維持の上、時間延長を主</p>

<p>② 8月のプラン（案）に高学年の障がい児受け入れに関する記載がありませんが、本事業はどうなるのですか。</p>	<p>とするサービス拡充を民間委託により着手したいと考えています。</p> <p>また、4年生以降で引き続き放課後の居場所が必要な児童を対象に登録児童室を入会児童室と同様に通年（日・祝及び年末年始除く）で開設しています。この事業を通年で実施している自治体は大阪府内では他にはありません。こちらの事業も有効にご活用いただきたいと考えています。</p> <p>② 4年生以上の障がい児童については、現在、長期休暇中のみ受け入れ、利用いただいておりますが、民間委託化した後も本事業については継続して取り組みます。</p>
--	---

E. 学校や保護者、地域との連携及び登録児童室について

(12) 行事やイベントについて

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 今までの各入会児童室での行事やイベントは継続されますか。民間事業者がコストやリスクを考慮してこれらの取組に後ろ向きになることはありませんか。</p> <p>② 新たな行事やイベントの開催はされるのですか。</p>	<p>① 現在、各入会児童室で取り組まれている行事やイベントについては、任意団体である守口学童保育連絡協議会や保護者会が取り組まれているものと、指導パートナーが市のイベントとして本市の責任の下に取り組んでいるものが混在していると認識しています。ただし、児童を中心にした保護者同士の親睦は大切と考えていますので、民間委託決定後は、各入会児童室の保護者会と委託事業者が行事やイベントについて話し合いする機会を設け、民間委託化した後においても引き続き親子参加型のイベントなど児童や保護者が交流できるような催しや、地域の実情に応じて地域・各種団体との連携が図れるよう求めます。市も委託事業者にできうる限り協力するつもりです。</p> <p>② 新たな行事やイベントについては、これまでに民間事業者が他の自治体などで実践してきた放課後児童クラブでの運営実績やノウハウを活用して、また、本市事業をご利用の保護者との対話を通じて、これまでにない子どものための新たな行事やイベントなども、企画実施されていく可能性はあります。市として左記①②に対しても積極的な姿勢、方針を示していただける事業者が評価されるような選定基準づくりに努めます。</p>

(13) 保護者会について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>保護者会活動が変わらず行えるようにしてほしいのですが可能ですか。</p>	<p>各入会児童室の保護者会については、各入会児童室の保護者で構成された任意団体ですので、その存続については構成員の皆様でまずは話し合ってくださいと考えています。</p>

(14) 学校、地域との連携及び登録児童室について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 市直営で培われてきた学校・地域・家庭と入会児童室との連携（情報・活動場所の調整等）が保てるのか不安がありますが、大丈夫ですか。</p>	<p>① 学校と入会児童室の連携は重要であることから、現在、各小学校・学園にプラン（案）に関する情報提供をするなど事前に調整しつつ、PTAや登録児童室、市内認定こども園等に8月に公表したプラン（案）の周知を図っているところです。委託事業者の決定後も、学校・地域・家庭と入会児童室との連携や情報連絡が疎遠にならないよう、市が事業を開始するときまでにしっかり調整します。</p>

<p>② 学校教職員と民間事業者の指導パートナーが児童の保育状況等を情報共有したり、相談することは可能なのですか。</p> <p>③ 登録児童室を含めた「もりぐち児童クラブ」としてどのようにしていくのか検討するべきだと思います。</p>	<p>② 委託事業者が決定しましたら、全ての小学校・学園に放課後こども課と委託事業者の責任者で赴き、詳細な説明を行おうと考えています。また、運営に要する情報の連携や活動場所の調整等についても、事業者の責任者を通して行なうなど、円滑な運営に繋がるような仕組み作りを学校や事業者とも調整の上で行います。なお、事業者の指導パートナーといえども、児童や家庭に関わるセンシティブな情報を扱うことから、契約時に守秘義務規定を設け、法令遵守されるよう徹底します。</p> <p>③ 本事業は文部科学省と厚生労働省の両省連携により全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう各自治体が取り組むことなどを主な内容として平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に忠実に基づいた事業であり、「登録児童室」と「入会児童室」の両方を同じ開設日数、全校区で実施している自治体は大阪府内では他にありません。このような本市の取組については、全国的にみて先進的であると考えています。今後とも両事業を実施している自治体としての良さを生かしながら、保護者やお子様にご満足いただけるよう努めていきたいと考えています。登録児童室のより良いあり方について、今後も研究してまいります。</p>
--	---

F. 民間委託化へのプロセスや事業者選定の流れについて

(15) 保護者の意見をもっと聞いてほしい

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 再度、説明会を開催してほしい。</p> <p>② アンケートをやり直してほしい。</p> <p>③ 民間委託に関して多数決を取ってほしい。</p>	<p>① この間、いただいたご意見も踏まえ、市の方針が整理でき次第、保護者説明会を開催します。</p> <p>② 4月に実施した保護者アンケートについては、今後のニーズや意向を把握するため、全保護者を対象に実施したものです。その中で現に入会児童室をご利用されている保護者のご意見も抽出し、分析していますので、保護者のニーズ等を把握する上で十分に有効・有益であったと考えています。</p> <p>③ 利用されている保護者の様々なご意見をしっかりお聞きし、また市としての考え方を説明していくことは大切であると心得ていますが、本事業のみならず市が行う様々な市民サービスや事務事業、施設の運営や改廃については、それぞれの立場から市の行政運営に責任を負っている市民（有権者）から選出された長と議会が真摯に議論を交わし、市民にとって最善と考える施策を選択する、間接民主主義により政策が決定されることが基本と考えています。</p> <p>言い換えれば、この事業についても保護者の皆様に加え、その費用を税としてご負担されている市民の意向を踏まえて、今後の方針が決定されることが妥当と考えています。</p> <p>したがって、この度のパブリックコメントや今後予定している保護者説明会で保護者のご意見をお伺いした後は、市として考える方針に基づき、議会制民主主義に則り、もう一方の市民の代表者である議員で構成される議会においてご意見・ご質疑いただき、ご議決いただいた結果に基づいて、その取り扱いを確定してまいります。</p>

(16) 選定委員会などについて

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 事業者の選定委員会のメンバーに保護者も加えてほしい。</p> <p>② プロポーザルにおける選定基準や配点を教えてほしい。</p>	<p>① 選定委員会設置をご議決いただいたあかつきには、委員には専門性や外部性、透明性の視点を担保するために、有識者等を中心としますが、市民委員の参加についても検討してまいります。</p> <p>② 委託事業者の決定に際しては、公平・公正を期するため、有識者等で構成する選定委員会において決定いただく予定ですが、選定基準については、今回のプランでお約束した事項に基づき市で作成し、この選定基準に基づいて審査いただく予定です。なお、応募及び選定に先立って評価項目及び配点は全て事前に公表します。</p>

G. 利用者負担金の改定と区分について

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 各家庭により利用時間に違いがあることから、延長料金の創設（月極や回数制など利用しやすい制度設計を希望）は実現可能ですか。</p> <p>② 基本開設と土曜日開設の料金体系を一本化してほしいです。</p> <p>③ 利用者負担金の値上げはしないでほしい。</p> <p>④ 入会児童室の利用者負担金を無償化しないのですか。</p>	<p>① 保護者の就労形態や保育ニーズに違いがあることは認識していますので、今回、開設時間の延長を決定した後の利用者負担金の料金体系については、ご指摘のような延長時間部分を別料金とする制度の創設なども含め、検討させていただきます。</p> <p>② 平成29年5月1日現在において、参加児童818人中、土曜日開設を利用している児童は195人で、参加児童全体に占める土曜日開設のご利用者は約23.8%です。このような状況から「受益」と「負担」の観点において、基本開設と土曜日開設の料金体系を一本化することは、基本開設のみご利用されている方に過度の負担が生じてしまいますので、現行制度の方が利用者間の負担の公平さの観点から優れていると考えています。</p> <p>③ 民間委託化した後の利用者負担金の設定についてお答えします。今回の民間委託化の最大の狙いは、可能な限り保護者・市民の新たな負担を伴わずにサービス拡充をすることにあります。この基本方針に沿って、今回の民間委託方式を議会を始め、市民の皆様にご理解いただいたあかつきには、速やかに金額を決定します。</p> <p>④ 入会児童室については、平成21年度から将来の入会児童室の安定的な運営の確保と受益者負担の観点から再度、有料化とさせていただいています。ただし、有料化以降も、入会児童室事業の運営に必要な経費の全てを利用者負担金で賄っているのではなく、市独自に、本来利用者にご負担いただくべき費用の1/2相当を市税投入することで、負担の軽減（利用者負担金の抑制）を図っています。</p> <p>今回のプランでも民間委託することで、可能な限りご負担を抑える中で開設時間の延長を実現しようとしていますが、ご利用者の一定の負担は必要と考えており、無償化にすることは考えておりません。</p>

H. 民間委託を推進してほしい

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① 民間委託によって、サービスが向上し、利用者負担金の上昇幅をいくらかでも抑制してくれるなら理解する。</p> <p>② 公務員の高い人件費による非効率な運営に市民の税金が投入されていることを考えると、民間委託によって利用者負担金が抑制され、開設時間の延長などのサービス拡充を図れるのなら良い取組だと思う。</p> <p>③ 現在の入会児童室における保護者会など活動の負担が非常に大きい。働く親の活動負担の軽減につながるなら民間委託にしても良かった方がよい。</p>	<p>①② 8月のプラン（案）は、まさしくご提案の趣旨を実現するために、保育の質を維持しつつ開設時間の延長を主とする入会児童室のサービス拡充を図ることが目的です。</p> <p>保護者の「変化」への不安については、不安を安心に変えていただけるようこれからも真摯にかつ具体的にお応えしていくことが、何より肝心と認識しています。</p> <p>この度の民間委託化に際しても、保護者説明会やパブリックコメントでのご意見も踏まえ、保護者のご心配や不安な点をできる限り具体的に解消する方策や考え方をこれからもお示ししてまいること、民間委託の実現に向けた準備を着実に進めたいと考えています。</p> <p>③ 保護者会活動は、保護者の皆様があくまで任意で団体を組織し、活動されているものと認識しており、その活動や参加も個人の判断に委ねられています。ただ、保護者からその活動について負担が大きいなどのお声が届くこともあります。民間委託で自動的に現在の保護者会活動の負担が解消されるものではありませんが、民間委託後の保護者会組織と活動のあり方は、まずは保護者の皆様で話し合ってください、保護者の皆様の間で合意の上で、今後の活動について、委託事業者とも対話し、必要なものについては、継承いただくというプロセスが望ましいと考えており、市としても必要な調整を行います。</p>

I. その他

主なご意見・ご質問	本市の考え方
<p>① コストカットを優先しているように感じる。</p> <p>② 民間委託を管理監督する仕事が増えれば、必ずしも本事業に関わる人員を削減できないのではないですか。</p>	<p>① コストカットが目的ではありません。今回のプランについては、保育の質を維持しつつも開設時間の延長を主とする入会児童室サービス拡充を図り、保護者の利用者負担金や市民の皆様からの更なる税投入をできる限り抑える中で、実現することを目的として提案したものです。</p> <p>② 現在、本市の人員体制については、当該事業を所管している放課後子ども課に関わらず、かなりの少数で市の事務事業を実施しています。しかし、放課後児童クラブ事業については、現在、市直営による実施のため、各入会児童室の日々の連絡調整や庶務的事務、あるいは保護者からの問い合わせ等かなりの業務量のボリュームがあります。したがって、この事業を民間委託できれば、少なくとも子どもの安全や事業のチェック等を除いた一定の事務量は削減できると判断しており、これによる人員削減効果を利用者負担金の抑制に充てたいと考えています。</p>